

条件付一般競争入札公告

令和6年3月6日

岩手県知事 達増 拓也

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 交通信号機灯器等保守点検業務委託No.1
- (2) 仕様等 入札説明書の中の仕様書による
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託の場所 盛岡市大通一丁目10番12号地先 他
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (3) 4に定める入札参加申込書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止措置基準(平成12年3月30日出総第24号)及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県における令和4・5・6年度委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(庁舎等管理業務)のうち、設備の保守管理(電気・通信設備)において登録されている者であること。
- (6) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 岩手県内に主たる事務所又は営業所を有し、令和3年4月1日以降に元請けとして、次のいずれかの実績を有すること。
 - ア 交通信号機灯器等保守点検業務委託
 - イ 交通信号機関連工事(信号機新設、信号機改良、灯器取替等の工事で集中信号機以外の管制関連工事に関するものを除く。)

3 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所
岩手県盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階
岩手県警察本部交通部交通規制課 電話 019-653-0110

- (2) 入札説明書の交付期間
令和6年3月6日（水）から令和6年3月15日（金）までの午前9時30分から午後5時までの間（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 入札参加申込書の提出等
入札参加者は、所定の入札参加申込書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 入札参加申込書の提出
 - ア 提出場所
3(1)に同じ
 - イ 提出期日
令和6年3月15日（金）午後5時まで
 - (2) 提出書類に関する説明
入札参加申込書を提出した者は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (3) 入札参加者決定通知
審査後決定し、速やかに通知する。
 - (4) その他
 - ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は返却しない。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
令和6年3月26日（火）午後1時30分
岩手県盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階
岩手県警察本部交通部交通規制課 閲覧室
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 その他
 - (1) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札の参加資格のない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (3) 契約書作成の要否
要
 - (4) 落札者の決定方法
会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 委託業務手続の停止
令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
 - (6) 入札に関する照会先
3(1)に同じ
 - (7) その他
詳細については、入札説明書による。